

令和2年4月8日

お客様各位

世田谷信用金庫

「新型コロナウイルス対策の特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」
発令に伴う外訪活動一部自粛について

新型コロナウイルス感染の拡大による影響を受けておられる皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

ご高承のとおり、「新型コロナウイルス対策の特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、お客様および金庫役職員の感染防止と安全のため、外訪活動につきましては、お客様からの要請がある場合を除き、当面の間、一部自粛させていただくことといたします。

なお、緊急を要する時やご融資相談等で訪問が必要な場合には、お近くの本支店にお電話下さい。

また、各店に「新型コロナウイルスに関する融資相談特別窓口」を開設しておりますので、お気軽にご相談下さい。

お客様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上